

今治市都市再生協議会 規約

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第117条第1項の規定に基づき、今治市都市再生協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、今治市別宮町1丁目4番地1今治市役所内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、法第46条第1項の規定に基づき、今治市が策定する今治市都市再生整備計画及びその実施並びに都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理に関し必要な協議を行うため設置する。

(構成員等)

第4条 協議会の構成員は、次の各号に掲げる者又は団体をもって組織する。

(1) 市町村（今治市）

(2) 関係都道府県（愛媛県）

(3) 公共交通事業者

(4) 学識経験者

(5) 関係団体

(6) まちづくり関係者

(7) 前各号に掲げる者のほか、今治市が必要と認める者

2 協議会の委員は、前項各号に該当する構成員の指名する者とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 欠員により新たに委員となったものの任期は、前任者の残任期間とする。

(届出)

第5条 構成員は、その氏名又は住所（構成員が法人その他の団体（以下「法人等」という。）であるときは、その名称、所在地又は代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長1人

(2) 副会長1人

(3) 監事2人

2 会長又は副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員を選任及び職務)

第7条 会長は委員の互選によって決める。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長及び監事は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、協議会の会計の監査を行い、当該監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第8条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ構成員に通知するものとする。

(会議の運営)

第9条 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。
- 3 法人等である構成員は、当該法人等に属する委員が会議に出席できないときは、あらかじめ協議会に申し出て、当該法人等に属する他の者を代わりに会議に出席させ、議事に参加させ、及び議決権を行使させることができる。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、出席した委員の過半数の同意を得て当該協議会を非公開で行うことができるものとする。
- 5 会長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 6 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議の議決事項)

第10条 会議は次に掲げる事項を協議し議決する。

- (1) 協議会の予算及び決算に関すること。
- (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (3) 第3条に規定する事項に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、重要と認められる事項

(会議の招集)

第11条 会議は、会長が招集する。ただし、会長が欠けているときは、副会長が、副会長も欠けているときは、事務局長が招集することができる。

- 2 会長は、委員の総数の4分の1以上の者から協議会開催の請求があったときは、当該請求があった日から30日以内に協議会を招集しなければならない。
- 3 会長は、緊急の必要があり会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、会議に代えることができる。
- 4 第9条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(協議結果の尊重義務)

第12条 構成員は、協議会において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(専門部会)

- 第13条 協議会は、第3条に規定する事項について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(資金)

第14条 協議会の運営に要する資金は、今治市の負担金をもって充てる。

(事務局)

- 第15条 協議会の業務を処理するため、今治市魅力都市創生課に事務局を置く。
- 2 事務局に、事務局長の他、事務局員を置く。
 - 3 事務局長は、魅力都市創生課長をもって充てる。
 - 4 前3項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

- 第17条 協議会は、委員が会議に出席したときは、今治市報酬及び費用弁償支給条例第2条の規定(附属機関の委員等の区分)を準用して、予算の範囲内において委員報酬を支給することができる。ただし、公共交通事業者として協議会に参画している者、国家公務員法(昭和22年法律第120号)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)に規定する者には、支給しない。
- 2 協議会は、委員が会議に出席したときは、予算の範囲内において費用弁償旅費を支給することができる。

(協議会が解散した場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合には、協議会の会計は、解散の日をもって打ち切り、残余財産については会長であったものがこれを清算する。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和7年8月19日から施行する。